

開 会 午後1時32分

○事務局長（瀧澤康司君） 開会前ですが、ここで、全国町村議会議長会及び岩手県町村議会議長会表彰の伝達式を行います。

当町からは、全国町村議会議長会表彰には及川 伸議員、岩手県町村議会議長会表彰には小松則明議長と東梅康悦議員が受賞されました。

なお、小松則明議長は、2月19日に盛岡市で行われた表彰式に出席し、表彰されておりますので御報告いたします。

最初に、全国町村議会議長会表彰を行います。及川 伸議員。

○議長（小松則明君） 表彰状、岩手県大槌町及川 伸殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり、地域の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを賞します。

平成31年2月6日、全国町村議会議長会会長、櫻井正人。

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（瀧澤康司君） 次に、岩手県町村議会議長会表彰を行います。東梅康悦議員、お願いいたします。

○議長（小松則明君） 表彰状、大槌町東梅康悦殿。

あなたは、多年、議会議員として地方自治の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを賞します。

平成31年2月19日、岩手県町村議会議長会会長、武田平八。

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（瀧澤康司君） ここで、お二方に一言ずつ御挨拶を頂戴いたしたいと存じます。

最初に、及川 伸議員、お願いいたします。

○10番（及川 伸君） ただいまは、全国町村議会議長会より、永年勤続議員表彰という形で表彰を授与されました。これもひとえに議員の皆様方並びに関係各位の皆様方の御協力と御支援のたまものと深く感謝しているところでございます。これを契機に、私は長い間積み重ねてきた経験をさらに研さんし、今後は町の福祉の向上及び地方自治の発展のために、微力ではありますが、しっかりと取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

つきましては、今後とも皆様方の御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

して、挨拶とかえさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○事務局長（瀧澤康司君） 次に、東梅康悦議員、お願いいたします。

○9番（東梅康悦君） このたびの受賞につきましては、本当に感謝しております。ありがとうございます。身に余る思いを今感じております。

今回のこの受賞は、ひとえに町民の方々の御指導、御鞭撻、そしてまた同僚の議員の皆様、当局の皆様方の御協力と深く感謝しております。

今後につきましては、今回の受賞を契機に、また初心に戻り、復興の町の議会の議員としてどうあるべきかということを常に考えながら、責任ある言動に心がけ、微力ではありますが、大槌町の復興のために取り組んでまいりたいと思いますので、皆様方の御指導、御鞭撻を重ね重ねお願い申し上げまして、挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○事務局長（瀧澤康司君） ありがとうございました。

以上で、表彰状伝達式を終わります。御協力ありがとうございました。

○議長（小松則明君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成31年第1回大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

10番、及川 伸君及び11番、金崎悟朗君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月15日までの15日間と決定いたしました。

○

日程第3 諸般の報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議長会等の動向につきましては、その概要を取りまとめお手元に配付しておりますので、ごらん願います。なお、詳細につきましては関係書類が事務局にあります。

次に、本日までに受理された請願は、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会の報告及び岩手県沿岸南部広域環境組合議会の報告、並びに岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告は、別紙のとおりですので、ごらん願います。

○

日程第4 町長並びに教育長施政方針演述

○議長（小松則明君） 日程第4、町長並びに教育長の施政方針演述を行います。

初めに、町長の演述を求めます。町長。

○町長（平野公三君） [演述書のとおり]

○議長（小松則明君） 次に、教育長の演述を求めます。教育長、御登壇願います。

○教育長（伊藤正治君） [演述書のとおり]

○議長（小松則明君） 2時35分まで休憩いたします。

休 憩 午後2時24分

再 開 午後2時35分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第5 報告第1号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第6 報告第2号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第7 報告第3号 「大槌町障がい福祉プラン（基本計画）」の策定に係る
報告について

日程第8 報告第4号 「元気・活いき大槌21プラン（第2次）」の変更に

係る報告について

- 日程第 9 報告第 5号 「大槌町国民保護計画」の変更に係る報告について
- 日程第10 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第11 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第12 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第13 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第14 議案第 2号 大槌町教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第15 議案第 3号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第16 議案第 4号 大槌町公文書管理条例の制定について
- 日程第17 議案第 5号 おおつち地場産業活性化センター設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第 6号 大槌町子供の学び基本条例の制定について
- 日程第19 議案第 7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第 8号 大槌町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第 9号 大槌町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第10号 大槌町部局設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第11号 大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第12号 大槌町町民住宅設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第13号 大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第14号 大槌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第15号 工事請負契約の締結について

- 日程第 2 8 議案第 1 6 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 2 9 議案第 1 7 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 0 議案第 1 8 号 財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて
- 日程第 3 1 議案第 1 9 号 財産の無償貸付に関し議決を求めることについて
- 日程第 3 2 議案第 2 0 号 大槌町多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 2 1 号 小鎚地区多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 2 2 号 桜木町保健福祉会館の管理を行う指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 2 3 号 大槌町蕨打直地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 2 4 号 上町ふれあいセンターの管理を行う指定管理者の指定について
- 日程第 3 7 議案第 2 5 号 かみよ稲穂館の管理を行う指定管理者の指定について
- 日程第 3 8 議案第 2 6 号 長井清流館の管理を行う指定管理者の指定について
- 日程第 3 9 議案第 2 7 号 大槌町沢山地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について
- 日程第 4 0 議案第 2 8 号 字の区域を変更することについて
- 日程第 4 1 議案第 2 9 号 釜石大槌地区行政事務組合の規約の変更について
- 日程第 4 2 議案第 3 0 号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第 4 3 議案第 3 1 号 第 9 次大槌町総合計画基本構想及び基本計画の策定について
- 日程第 4 4 議案第 3 2 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更することについて
- 日程第 4 5 議案第 3 3 号 大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて
- 日程第 4 6 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度大槌町一般会計補正予算（第 6 号）を定めることについて
- 日程第 4 7 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第

2号) を定めることについて

- 日程第48 議案第36号 平成30年度大槌町下水道事業特別会計補正予算(第3号) を定めることについて
- 日程第49 議案第37号 平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号) を定めることについて
- 日程第50 議案第38号 平成30年度大槌町介護保険特別会計補正予算(第3号) を定めることについて
- 日程第51 議案第39号 平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) を定めることについて
- 日程第52 議案第40号 平成30年度大槌町水道事業会計補正予算(第2号) を定めることについて
- 日程第53 議案第41号 平成31年度大槌町一般会計予算を定めることについて
- 日程第54 議案第42号 平成31年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて
- 日程第55 議案第43号 平成31年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- 日程第56 議案第44号 平成31年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについて
- 日程第57 議案第45号 平成31年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて
- 日程第58 議案第46号 平成31年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 日程第59 議案第47号 平成31年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

○議長(小松則明君) 日程第5、報告第1号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてから日程第59、議案第47号平成31年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてまでの55件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。諮問第1号から第4号並びに議案第2号、第3号については町長から、それ以外は総務部長から説明を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 本定例会におきまして、6件の人事案件を提出いたします。

諮問第1号人権擁護委員の推薦については、及川 正委員が平成30年12月31日で任期満了となり、後任者が委嘱されるまでの間、その職務に当たっている状況であります。改めて及川 正氏を推薦し、議会の意見を求めるものであります。

及川氏の住所は、大槌町本町3番19号。生年月日が昭和21年11月27日の72歳。任期は本年7月1日から平成34年6月30日までの3年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格見識ともすぐれ、適格者と考えております。

諮問第2号人権擁護委員の推薦については、三留敏子委員が平成31年3月31日で任期満了となり、後任者が委嘱されるまでの間、その職務に当たっていただく状況になりますが、新たに三浦 一氏を委員に推薦し、議会の意見を求めるものであります。

三浦氏の住所は、大槌町小鎚第26地割124番地6。生年月日が昭和26年11月30日の67歳。任期は、本年7月1日から平成34年6月30日までの3年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格見識ともすぐれ、適格者と考えております。

諮問第3号人権擁護委員の推薦については、佐藤邦明委員が平成31年3月31日で任期満了となり、後任者が委嘱されるまでの間、その職務に当たっていただく状況となります。新たに大萱生修一氏を委員に推薦し、議会の意見を求めるものであります。大萱生氏の住所は、大槌町上町1番8号。生年月日が昭和33年9月25日の60歳。任期は、本年7月1日から平成34年6月30日までの3年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格見識ともすぐれ、適格者と考えております。

諮問第4号人権擁護委員の推薦については、高橋英悟委員が平成30年12月31日で任期満了となり、後任者が委嘱されるまでの間、その職務に当たっていただく状況になりますが、新たに小林孝夫氏を委員に推薦し、議会の意見を求めるものであります。小林氏の住所は、大槌町吉里吉里2丁目9番26号209。生年月日が昭和30年11月13日の63歳。任期は、本年7月1日から平成34年6月30日までの3年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格見識ともすぐれ、適格者と考えております。

次に、議案第2号大槌町教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて

は、伊藤正治教育長が本年3月30日付で任期満了となることから、新たに沼田義孝氏を教育長に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

沼田氏の住所は、大槌町大槌第16地割10番地6。生年月日が、昭和28年1月24日の66歳。任期は、本年3月31日から平成34年3月30日までの3年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格見識ともすぐれ、適格者と考えております。

議案第3号、大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、沼田義孝委員が本年3月30日付で辞職することから、その残任期間について、谷藤怜美氏を委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

谷藤氏の住所は、大槌町金澤第28地割54番地。生年月日が昭和52年12月23日の41歳。任期は本年3月31日から平成33年3月31日までの残任期間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格見識ともすぐれ、適格者と考えております。

以上、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 平成31年第1回大槌町議会定例会における人事案件を除く報告5件、議案44件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第1号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、大槌駅観光交流施設建設工事の変更契約に関し専決処分をしたことから報告するものであります。

報告第2号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、新産業創出研究センターA棟建設工事の変更契約に関し専決処分をしたことから報告するものであります。

報告第3号「大槌町障がい福祉プラン（基本計画）」の策定に係る報告については、当該計画は障害者基本法第11条第3項に基づくものであり、障害者施策を推進するための基本方針や基本方向について、総合的、体系的、そして関連する他の法律などの計画等に配慮し策定したことから報告するものであります。

報告第4号「元気・生きいき大槌21プラン（第2次）」の変更に係る報告については、国等の目標設定の考え方の変更に伴い、目標項目及び目標値の中間見直しを行うものであります。また、自殺対策基本法の一部改正により、全ての市町村において自殺対策計画を策定する必要があるため、当該プランと一体的に策定したことから、その内容等を報告

するものであります。

報告第5号「大槌町国民保護計画」の変更に係る報告については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の規定に基づき、国の基本方針及び県計画の変更等に伴い、当該計画に変更が生じたことから、その内容等を報告するものであります。

議案第4号から議案第14号までは条例の制定及び一部改正の条例であります。

議案第4号大槌町公文書管理条例の制定については、公文書の適正な管理、適切な保存及び利用等を図り、もって町政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、町政に関する町民の知る権利を尊重し、町の諸活動を現在及び将来の町民に説明する責務が全うされるようにすることを目的に定めるものであります。

議案第5号おおつち地場産業活性化センター設置及び管理に関する条例の制定については、公の施設であるおおつち地場産業活性化センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第6号大槌町子供の学び基本条例の制定については、昨年度策定した大槌町教育大綱のうち、不易と考えられる要諦について条例として制定するものであります。

議案第7号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、部局制の廃止に伴い、級別職務分類表の整備のため、所要の改正を行うものであります。

議案第8号大槌町情報公開条例の一部を改正する条例については、大槌町公文書管理条例を制定するに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第9号大槌町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例については、大槌町情報公開条例を改正するに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第10号大槌町部局設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、課室制移行に伴う分掌事務の調整により所要の改正を行うものであります。

議案第11号大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令、並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号大槌町町民住宅設置条例の一部を改正する条例については、施設の老朽化等に伴い、金澤町民住宅を用途廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第13号大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、岩手県の道路占用料徴収条例の改正に準拠し、所要の改正を行うものであります。

議案第14号大槌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第15号から議案第17号までは、工事請負契約の締結についてであります。

議案第15号工事請負契約の締結については、大槌町リサイクルセンター建設工事に係る変更契約であります。

議案第16号工事請負契約の締結については、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕伸松地区ほか、第1期工事に係る変更契約であります。

議案第17号工事請負契約の締結については、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕伸松地区ほか、第2期工事に係る変更契約であります。

議案第18号財産の無償譲渡に関し議決を求めることについては、三陸鉄道株式会社が行う鉄道事業の用に供するため、線路設備について無償譲渡するものであります。

議案第19号財産の無償貸付に関し議決を求めることについては、三陸鉄道株式会社が行う鉄道事業の用に供するため、線路設備、停車場設備等について無償貸し付けするものであります。

議案第20号から議案第27号までは、集会所等の管理を行う指定管理者の指定についてであります。

議案第20号大槌町多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定については、多目的集会所の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、当該施設を指定管理者に管理させるものであります。

議案第21号小槌地区多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定については、多目的集会所の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、当該施設を指定管理者に管理させるものであります。

議案第22号桜木町保健福祉会館の管理を行う指定管理者の指定については、保健福祉会館の設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定により、当該施設を指定管理者に管理させるものであります。

議案第23号大槌町蕨打直地区集会所の管理を行う指定管理者の指定については、大槌町蕨打直地区集会所の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、当該施設

を指定管理者に管理させるものであります。

議案第24号上町ふれあいセンターの管理を行う指定管理者の指定については、上町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、当該施設を指定管理者に管理させるものであります。

議案第25号かみよ稲穂館の管理を行う指定管理者の指定については、かみよ稲穂館の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、当該施設を指定管理者に管理させるものであります。

議案第26号長井清流館の管理を行う指定管理者の指定については、長井清流館の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、当該施設を指定管理者に管理させるものであります。

議案第27号大槌町沢山地区集会所の管理を行う指定管理者の指定については、大槌町集会所の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、当該施設を指定管理者に管理させるものであります。

議案第28号字の区域を変更することについては、安渡地区津波復興拠点整備事業に伴い新たに整備される道路界、水路界をもって字の区域を変更するものであります。

議案第29号釜石大槌地区行政事務組合の規約の変更については、議会の組織及び組織の見直し等の理由により、当該組合格約を変更しようとするものであります。

議案第30号町道の路線認定及び廃止については、町道認定4路線、全部廃止6路線、一部廃止3路線であります。

議案第31号第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画の策定については、平成30年度末に大槌町東日本大震災津波復興基本計画の計画期間が終了となるため、その後継として策定するものであります。当該計画は、町民憲章を踏まえ、町民と行政との協働により持続可能なまちづくりに向けて着実に進んでいくための総合的な指針となるものであります。

議案第32号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更することについては、徳並辺地における公共的施設を整備するため、当該計画の事業費等を変更するものであります。

議案第33号大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについては、吉里吉里学園冷房設備整備事業の追加に係る変更が重要変更にあたることから、議会の議決を必要とするものであります。

議案第34号から議案第40号までにつきましては、各会計の平成30年度補正予算であります。

議案第34号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについては、今年度の復興交付金事業等の事業費精査に伴い、歳入歳出予算から51億819万8,000円を減額し、歳入歳出総額を387億3,801万5,000円とするものであります。第2条では繰越明許費の追加31件、変更4件の補正、第3条では地方債の変更5件の補正であります。

議案第35号平成30年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、保険給付費の実績見込みにより、歳入歳出予算に5,520万8,000円を追加し、歳入歳出総額を19億7,699万5,000円とするものであります。

議案第36号平成30年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、今年度の復興整備事業の実績の見込みにより、歳入歳出予算から10億5,537万1,000円を減額し、歳入歳出総額を31億5,136万8,000円とするものであります。第2条では、繰越明許費の追加2件の補正、第3条では地方債の変更1件の補正であります。

議案第37号平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、今年度の復興整備事業の実績見込みにより、歳入歳出予算から2億9,523万4,000円を減額し、歳入歳出総額を13億3,225万円とするものであります。第2条では繰越明許費の追加1件の補正、第3条では地方債の変更1件の補正であります。

議案第38号平成30年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、保険給付費の実績見込みにより、歳入歳出予算に3,402万円を追加し、歳入歳出総額を14億9,599万円とするものであります。

議案第39号平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、後期高齢者医療広域連合納付金の減少により、歳入歳出予算から232万6,000円を減額し、歳入歳出総額を1億2,573万1,000円とするものであります。

議案第40号平成30年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについては、資本金的収入及び支出において、収入予定額から1億6,262万4,000円を減額し、予定額総額を16億2,869万9,000円とするとともに、支出予定額から1億4,744万円を減額し、予定額総額を17億4,717万7,000円とするものであります。第3条では、企業債の変更2件の補正であります。

議案第41号から議案第47号までについては、各会計の平成31年度予算であります。

議案第41号平成31年度大槌町一般会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の

総額を201億円と定めるものであります。第2条では債務負担行為5件であります。第3条では地方債15件であります。

議案第42号平成31年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を17億9,881万2,000円と定めるものであります。

議案第43号平成31年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を16億1,220万8,000円と定めるものであります。第2条では債務負担行為1件であります。第3条では地方債1件であります。

議案第44号平成31年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を12億6,256万2,000円と定めるものであります。第2条では債務負担行為1件、第3条では地方債1件であります。

議案第45号平成31年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を14億8,322万6,000円と定めるものであります。

議案第46号平成31年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を1億2,485万1,000円と定めるものであります。

議案第47号平成31年度大槌町水道事業会計予算を定めることについては、収益的収入及び支出の予定額を収入で3億5,345万6,000円、支出で3億5,471万円と定めるものであります。資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入で7億3,804万3,000円、支出で8億1,669万8,000円と定めるものであります。第5条では企業債2件であります。

以上、一括で提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局の説明は終わりました。

最後に、皆様にお諮りいたします。

後日予定しております予算特別委員会において、議事をスムーズに進行するため、皆様から前もって資料請求を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、4日月曜日、午後5時までに必要な資料名を事務局へ申し出てください。

あす3月2日から4日までは議案思考のため休会とし、5日火曜日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

散 会 午後3時02分